

令和 8 年 4 月 特別支援保育申込みのしおり



※申込みの際には、「令和 8 年 4 月宜野湾市認可保育施設一斉入所のご案内」
をご覧ください、保育認定の申込や必要書類についてあわせてご確認ください。

宜野湾市 こども部 保育こども園課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
(市役所本庁 1 階 9 番窓口)
電話 098-893-4411 (内線 3315)

特別支援保育について

宜野湾市では、障がいや心身の発達におくれ等があるために集団生活の中で特別な配慮が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。児童の健全な発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

ただし、希望する施設に必ず入所できるものではなく、特別支援保育担当保育士の配置状況や希望者数によって受け入れができない場合もありますのでご了承ください。

※医療的ケアが必要な児童は、別冊【令和 8 年 4 月 特別支援保育申込みのしおり(医療的ケア児)】をご確認ください。

宜野湾市における特別支援保育は、診断名に関わらず、お子さんのそれぞれの状況を考慮のうえ、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうかを特別支援保育審査委員会において審査・判定し、実施の判断をしています。

1. 対象となる児童

次の要件のいずれにも該当する児童

①保護者の就労や病気等の理由で保育を必要としていること

※『令和 8 年 4 月宜野湾市認可保育施設一斉入所のご案内』（10 月頃に公開予定）をご参照ください

②宜野湾市民であること

③保護者等の送迎により、日々の通所ができること

2. 受け入れ保育施設について

（1）宜野湾市では、全ての市立保育所、認可保育園および認定こども園で特別支援保育を実施しています。

※施設の状況や保育士の数により、受け入れが出来ない場合があります。

（2）通常配置されている保育士に加えて、特別支援保育担当の保育士（加配）が配置され、お子さんの発達段階や状態に合わせたきめ細やかな保育を行っています。

※特別支援保育対象のお子さん概ね児童 3 人につき 1 人の保育士が配置されます。

3. 受付（申込み）期間・場所

（1）第一回特別支援保育審査委員会【令和 8 年 4 月一斉入所希望者】

申込み期間：令和 7 年 8 月 1 日（金）～8 月 29 日（金）

書類配布・受付場所：宜野湾市役所保育こども園課

審査委員会：令和 7 年 10 月 3 日（金）

(2) 第二回特別支援保育審査委員会【公立・認可保育園・認定こども園に在園している児童】

※小規模保育事業所から連携の認可保育施設に移行する場合も含まれます。

申込み期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 19 日（金）

書類配布・受付場所：在籍する保育園に書類配布

審査委員会：令和 7 年 11 月 21 日（金）

(3) 第三回特別支援保育審査委員会【令和 8 年 4 月一斉入所希望者】

申込み期間：保育所入所申込期間に準ずる

書類配布・受付場所：宜野湾市役所保育こども園課

審査委員会：令和 7 年 12 月 12 日（金）

4. 必要書類について

◎特別支援保育申込みに必要な書類（①②③④は必須。⑤⑥は提出できる方のみ。）

① 令和 7 年度 特別支援保育審査委員会参加申込書

② 児童の状況調査票・・・保護者が記入

③ 令和 7 年度 経過記録・・・現在通っている保育・療育施設、または保護者が記入

④ 個人情報の利用目的・取扱いに関する同意書

⑤ 特別支援保育に係る専門医の意見書・・・障がいの程度が分かる内容。

※保育こども園課指定の様式があります。すでに診断書をお持ちの場合は申請時に申し出てください。

⑥ 障がいを確認できる証明書のコピー

・特別児童扶養手当証書

・身体障害者手帳もしくは療育手帳

5. 特別支援保育申込の流れ

特別支援保育審査委員会は 3 回開催されます。そのうち、現在、公立・認可保育園・認定こども園に在園しておらず、令和 8 年 4 月に認可保育施設入所予定で特別支援保育を希望する児童は、第一回目または第三回目の審査委員会への申請が必要になります。（どちらかへの申請を行ってください。）

第一回特別支援保育審査委員会へ申請する方

（申込み期間：令和 7 年 8 月 1 日～8 月 29 日）

⇒ 3 ページへ

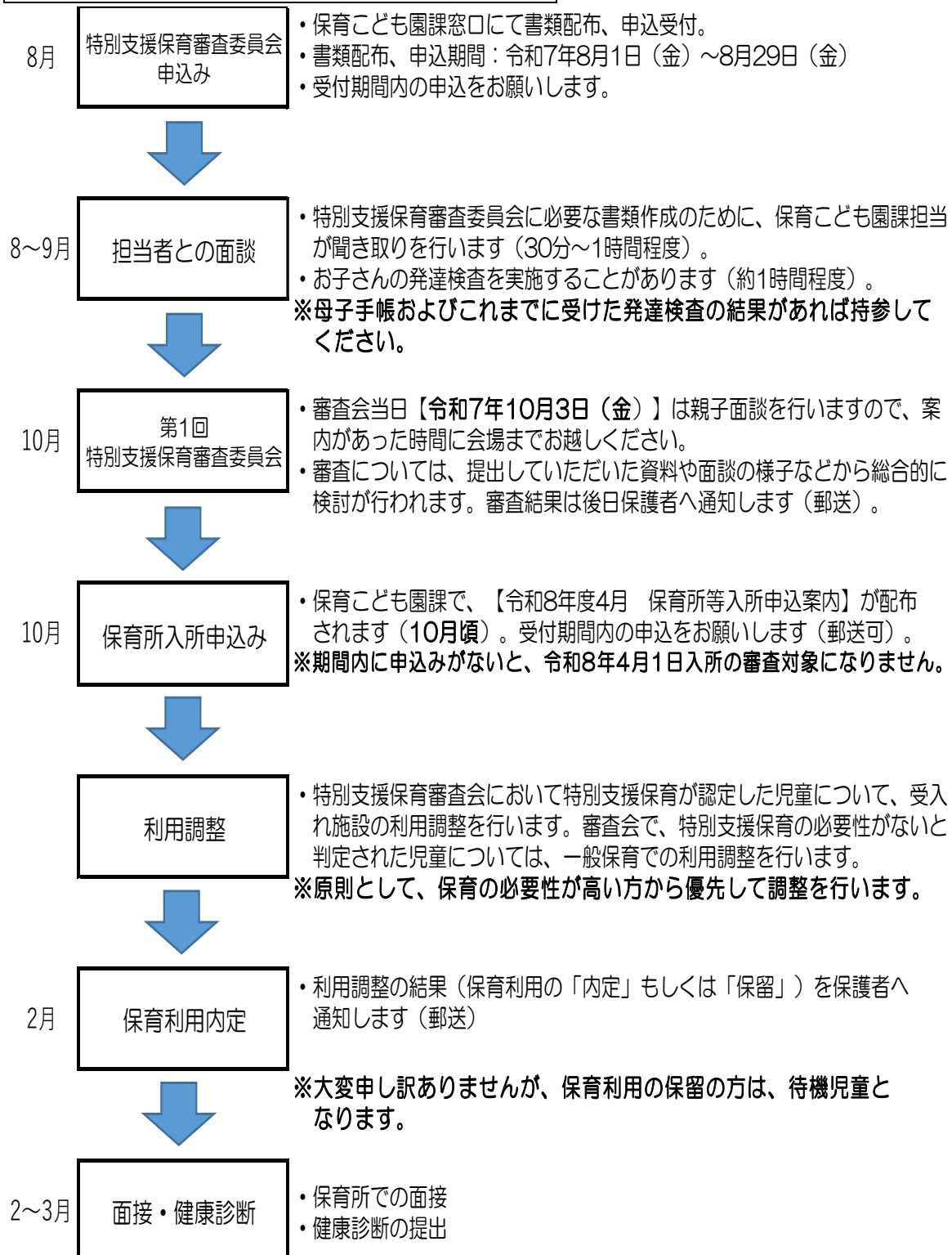
第三回特別支援保育審査委員会へ申請する方

（申込み期間：保育所申込期間に準ずる）

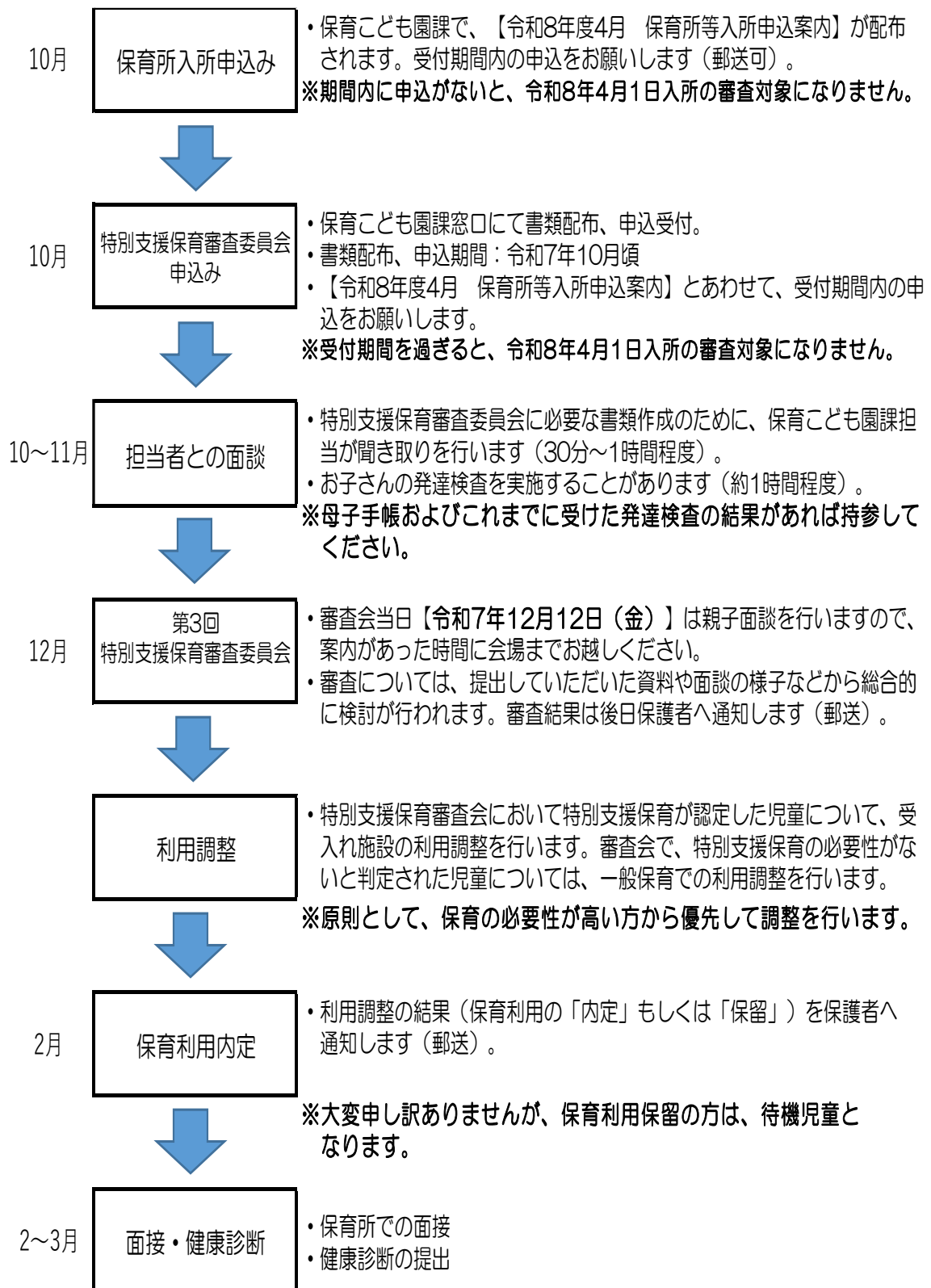
⇒ 4 ページへ

特別支援保育の申込みにあたっては、I または II の手続きをお願いいたします。

I 第一回特別支援保育審査委員会への申込手続き



Ⅱ 第三回特別支援保育審査委員会への申込手続き



特別支援保育に関する Q&A

Q1 特別支援保育審査委員会での審査・判定はどのように行われますか？

⇒ 特別支援保育審査委員会の審査については、提出書類、親子面談での様子などをふまえて、児童の支援の必要性について総合的に検討を行います。特別支援保育審査委員会における結果は保護者へ後日通知します（郵送）。

※提出していただいた資料は、特別支援保育審査委員会における審査に利用します。また、保育施設に入所する際、安全に保育を行うために必要な情報として、保育施設への情報提供を行います。

Q2 特別支援保育の対象となった場合、必ず認可保育施設へ入所できますか？

⇒ 利用調整の結果、希望した保育施設の受け入れ状況に空きがない場合や特別支援保育担当保育士の確保が難しい場合には入所保留となります。特別支援保育へ申し込む際には、療育施設などの利用申請も併せてご検討をお願いいたします。

★特別支援保育を希望される保護者の方へご理解いただきたいこと★

毎年、特別支援保育を希望されるお子さんが増えています。R7年度は新規入園児で〇〇名のお子さんが特別支援保育児童として認定されました。しかし、深刻な保育士不足や施設の空き状況の厳しさから、特別支援保育審査委員会において特別支援保育児童と認定されても保育所入所が保留となっているお子さんがいらっしゃいます。宜野湾市としましては、児童の受け入れを拡大できるよう、保育士確保のための施策を行い、待機児童解消に向けての取組みを今後も継続していきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、保護者の皆様におかれましては、「土曜日などお仕事がお休みの日における家庭保育」や、「早めのお迎えができる日はできるだけお子さんと一緒にお過ごしいただく」など、保育園へのご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

Q3 特別支援保育の対象になり、認可保育施設へ入所できるとどうなりますか？

⇒ 特別支援保育対象になったお子さんが保育施設に入所された場合は、通常の人員配置基準に加えて特別支援保育担当保育士（加配保育士）を配置します。特別支援保育が望ましいと判定された場合、概ね児童 3 人につき 1 人の保育士が配置されますが、より多くの援助が必要だと判定された場合、児童 1 人につき 1 人の保育士が配置される場合もあります。

また、特別支援保育対象児童となった場合、年 4～6 回程度（園によって異なります）、特別支援保育巡回相談員による巡回相談が行われ、お子さんの保育観察や保育士の相談、保護者面談が行われます。保護者面談では、お子さんの保育場面や家庭での様子を共有し、関わりや支援について助言や検討を行うことで、お子さんの育ちを支えています。

Q4 現在、宜野湾市内の認可外保育施設に入所しています。年度途中から支援を受けることはできますか？

⇒ 特別支援保育は宜野湾市内の公立保育所、認可保育園および認定こども園のみで実施しております。そのため、認可外保育施設に入所している方は特別支援保育を受けることができません。（今年度の特別支援保育審査委員会で特別支援保育が望ましいと判定され、利用調整の結果、認可保育施設利用が決定した方のみ、令和 8 年度 4 月から特別支援保育を受けることができます。）

現在認可外保育施設に入所しており、令和 8 年度 4 月から特別支援保育利用を希望される場合は、本しおりの p.3～4 ページの手順をご確認いただき、申込み手続きを行ってください。

Q5 特別支援保育で入園しても、集団でのサポートが必要なくなったら途中でやめることはできますか？

⇒ 特別支援保育の実施を終了するには、特別支援保育審査委員会への申請、および判定をふまえなければなりません。お子さんの発達状況や集団保育場面での行動などを再度確認し、特別支援保育審査委員会において審議を行い、支援の必要性について検討させていただきます。